島原市水道料金等懇話会設置要綱

平成25年４月18日告示第２号

（目的及び設置）

第１条　水道料金等の調整にあたり、多方面からの客観的な意見を聴取し参考とすることを目的として、島原市水道料金等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置するものとする。

（所掌事務）

第２条　懇話会は、水道料金等の調整に関することについて意見交換を行い、その内容を市長に報告するものとする。

（組織）

第３条　懇話会は、委員１４名以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者その他島原市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、懇話会として市長に対し報告を行うまでとする。

（会長及び副会長）

第５条　懇話会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　懇話会は、管理者が招集し、会長がその会議の議長となる。

（庶務）

第７条　懇話会の庶務は、島原市水道課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１８日から施行する。

附　則（令和５年島原市水道事業管理者告示第４号）

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。